

令和3年度も
実施します！

介護予防サポート事業

高齢者のみなさんが介護予防活動や地域活動に参加することで、より元気にいきいきと過ごし、地域での支え合い活動に参加するきっかけとなるように、令和3年度も介護予防サポート事業を実施します。



このマークが目印！

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課 (高齢者福祉担当) ☎710-8286 (直)

参加の流れ

ポイントの貯め方など

①「新宮さぼーたーず手帳」を受け取る

【配布場所】 町福祉センター (健康福祉課高齢者福祉担当・新宮町地域包括支援センター)、役場健康福祉課

※地域サロンなど一部の対象事業でも配布します。

②対象の活動に参加する

活動の責任者が参加を確認し、手帳にポイントのスタンプを押します。活動1回につき1ポイントで、1日に各活動2ポイントが上限です。

※年度での取得ポイントの上限は、セルフサポート活動100ポイント、地域サポート活動100ポイント、生活支援サポート活動50ポイントです。

【ポイントを貯める期間】

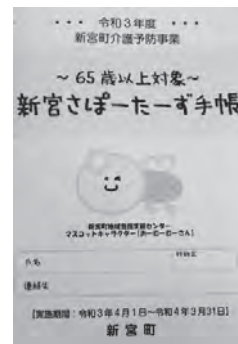
4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

③集めたポイントの給付申請をする

1ポイントにつき、セルフサポート活動20円、地域サポート50円、生活支援サポート活動100円として受給できます。

【給付申請期限】 令和4年3月31日(木)

【給付申請先】 町福祉センター健康福祉課 (高齢者福祉担当)



注意事項

- 介護予防ポイント対象事業は、年度内に変更することがあります。
- 給付申請は、年度につき1回のみです。
- 給付は5,000円が上限です。セルフサポートポイントのみの場合、25ポイント未満は給付申請できません。
- 給付申請をしなかったポイントは、翌年度へ繰り越しできません。

令和2年度 サポートポイント 給付申請について

通常、セルフサポートポイントのみの場合は、25ポイント以上で申請を受け付けています。

ただし、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止された活動が多くあったと見込まれるため、令和2年度に限り10ポイント以上で申請を受け付けます。

地域サポート活動

～地域支え合い活動～

対象 町内に住む満65歳以上の人

【行政区福祉会の事業】

- 地域サロンのスタッフ
- 集いの場(体操・カフェなど)のスタッフ
- その他、区長が申請し健康福祉課が認めた活動

【町内団体の事業】

- みんなで語ろう会のスタッフ
- 傾聴カフェのスタッフ



▲傾聴カフェのスタッフ

【シニアクラブ連合会の事業】

- 愛の一声運動
- 学校等での昔遊び交流 など

生活支援サポート活動

～サポーター登録者による生活支援活動～

対象 町内に住む満65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人

- ①町主催の生活支援サポーター養成講座を修了した人
- ②町主催の運動サポーター養成講座を修了した人

【対象となる活動】

- 生活支援サポーターによる生活支援活動(ごみ出し、買い物、話し相手、見守りなど)
- 運動サポーターによる地域での運動に関する活動(地域サロン、運動事業のサポートなど)

対象の活動

セルフサポート活動

～健康づくりや介護予防～

対象 町内に住む満65歳以上の人

【地域包括支援センターの事業】

- 健康づくりのための運動教室
- 楽しい音教室
- 元気ライフ教室
- 地域健康教室



▲ケアトランポリンの様子

【社会福祉協議会の事業】

- 住民福祉講座
- ボランティア講座
- チャリティボウリング大会

【行政区内(福祉会・老人会など)の事業】

- 地域サロンへの参加
- 集いの場(体操・カフェなど)への参加
- その他、区長が申請し健康福祉課が認めた活動

【町内団体の事業】

- 傾聴カフェ
- みんなで語ろう会
- ゲートボール協会月例会
など

【シニアクラブ連合会の事業】

- 体力測定会
- 研修会
- グラウンドゴルフ・ゲートボール大会

【その他町長が認める介護予防に役立つ事業】

- 特定健診
- ヘルシーウォーク2021
- ニコニコ健康体操